

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）（第九条第二号関係）

改正案	現行
<p>第二章 国内基準金庫における開示事項 （単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）<u>第十一条第七項第三号</u>に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第一百七条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第九号において同じ。）</p> <p>九（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>第二章 国内基準金庫における開示事項 （単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）<u>第十一条第五項第三号</u>に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第一百七条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第九号において同じ。）</p> <p>九（略）</p> <p>4（略）</p>